

定期金賠償について

弁護士 北村 幸裕

第1 はじめに

交通事故訴訟等の人身損害賠償訴訟における損害の賠償方法については、損害は不法行為時に発生するという前提のもと、将来具体化する損害も、中間利息を控除して不法行為時点の価額に換算し直し全損害を一括で支払う、いわゆる一時金賠償が認められることが一般的である。

ところが、損害項目を検討すると、将来的に残存した症状が変動する可能性がある後遺障害の逸失利益や、今後の状況に応じて日々発生するであろう将来介護費については、一時金賠償ではなく、履行期ごとに一定金額が定期的に支払われる、いわゆる定期金賠償による方が望ましい場合があるのは否定しがたい。

本稿では、原告が、定期金賠償を全く望んでいないことを明確に主張していたにもかかわらず、原告の主張と異なる定期金賠償を認めた近時の東京高裁判決（東京高判平成25年3月14日自動車保険ジャーナル1892号1頁）を題材として、定期金賠償について検討することとする。

第2 判決の紹介

1 事案の概要

本件は、24歳男子会社員である原告が、自動二輪車を運転中、交差道路から進入してきた四輪車と出会い頭で衝突した結果、原告は頸髄損傷等の傷害を負い、自発呼吸がない遷延性意識障害等の後遺傷害が残存したため、被告に対して損害賠償を請求した事案である。

本件では、損害項目のうち、将来介護費について、被告が、定期金賠償方式を採用すべきと主張した一方で、原告は、定期金賠償を全く望まないことを主張していた。

2 判決内容

(1) 原審の要旨

原審は、概ね以下の理由により、原告が望まないにもかかわらず、将来介護費について、定期金賠償方式を採用する判決を行った。

原告は、遷延性植物状態であり、一般人の平均余命年数と比較して早期に死亡する確率が高

いこと、自発呼吸がなく一般的な植物状態の患者に比較して予後が大きく悪い可能性があること、感染症罹患のリスクも相当高いこと等の事情から、その余命を含めて将来の状況を的確に予測することは困難である。

このような場合に、一般人の平均余命を前提として、将来の介護費用を算定して加害者側にその全部を一括して賠償を命じることは、損害の公平な分配という損害賠償の理念に照らし適当ではない。

将来に著しい変動が生じた場合には、変更判決の制度（民事訴訟法117条）によって対応を図るのが適当であるから、実質的に賠償金を支払うのは原告保険会社であって履行が確保できることも考慮に入れると、将来の介護費用は、定期金賠償方式によるのが相当である。

なお、原告は、一時金賠償方式による将来の介護費用を請求するが、人身損害に係る損害賠償請求権に基づき、その損害項目の一つとして将来の介護費用を請求しているのであって、一時金払いと定期金払いは、単なる支払方法の違いに過ぎないから、裁判所が定期金賠償方式により将来の介護費用の支払を命じる判決をすることは、当事者の申し立てていない事項について判決したことにはならない。

(2) 本判決の要旨

本判決も、概ね原審と同様の理由により、将来介護費について、定期金賠償方式を採用した原審の結論を肯定した。

なお、本判決特有の理由としては、控訴人（原告）の余命の的確な予測が困難である上、要介護状態になった後に死亡した場合、死亡後の期間に相当する介護費用は交通事故の損害には該当しないこと（いわゆる切断説）に鑑みると、平均余命を前提として一時金に還元して介護費用を賠償させた場合には、賠償額に換価できない過多あるいは過小を生じ、かえって当事者間の公平を著しく欠く結果を招く危険があることが想定されるとして、切断説との整合性を考慮している点が挙げられる。

第3 検討

1 一般的な評価

本判決は、定期金賠償方式のメリットを重視しつつ、一般的にデメリットと考えられている事項

についても、本件では問題にならないとして、原告の主張に反してでも、定期金賠償を命じたものと評価できる。

そこで、以下、定期金賠償の得失の観点及び処分権主義の観点から、それぞれ検討を加えることとする。

2 得失の観点からの検討

(1) 定期金賠償のメリット

定期金賠償におけるメリットとは、まず、①損害額算定の適正化及び損害の公平な分担が可能となる点が挙げられる。予測困難な将来発生する損害を、不法行為時点に発生したこととする、いわばフィクションによって無理に認定した結果生じうる不公平を回避できる点は大きなメリットといえる。

また、従来はインフレの場合のリスクを債権者が負担しかねないということが定期金賠償のデメリットとされていたが、②上記確定判決の変更制度の創設によって、むしろ、貨幣価値等の変更にも柔軟に対応できるようになり、一時金賠償よりも適切な損害認定が可能になった点もメリットといえよう。

その他、③定期的な支払いの方が浪費や運用リスクを回避できることから、生活保障的機能がある、④現実の金利とそぐわない中間利息控除を回避できる、⑤定期的な支払いは加害者に対する懲罰的な機能を有するといった点もメリットとして挙げられることもある。

(2) 定期金賠償のデメリット

一方、最も大きなデメリットとされているのが、①履行確保の問題である。現行制度上、担保供与制度が設けられていないことから、賠償義務者の資力悪化のリスクを被害者が引き受けざるを得なくなる。

その他、②一回的終局的な紛争解決の欠如、③一時金賠償を望む被害者の意思に反する、④請求が煩雑、管理費用の負担が増加する等のデメリットが挙げられている。

(3) 判決の検討

本判決では、予測困難な将来の損害を適正に認定でき、損害の公平な分担に資するというメリットが重視された結果、定期金賠償を採用することが合理的であるとしている。

デメリットに関しては、履行確保の問題につ

いて、事実上の賠償義務者が保険会社であることをもって、履行確保が出来ていると判断しているが、賠償義務者が保険会社であることのみをもって履行確保が出来ていると評価することには異論もあると思われる。

ただ、賠償義務者が個人の場合や中小企業の場合と比べると、履行可能性は高いと言わざるを得ず、このような認定もやむを得ないのではなかろうか。

なお、その余のデメリットについては、控訴人（原告）が明確に主張していないことから、判決において特段の判断はなされなかったが、これらは、低減させる工夫が可能であり、また、法的保護に値しない場合もありえ、それほど重要視すべきではないものと考えられる。

3 処分権主義の観点からの検討

(1) 旧民事訴訟法時代

平成9年施行前の旧民事訴訟法の時代、原告が定期金賠償を求めている場合に定期金賠償を命じる判決をなすことはできないとの最高裁判決（最判昭和62年2月6日判例タイムズ638号137頁）があり、学説も概ねこれを支持していたことから、原告の申立てがないのであれば、定期金賠償を命じることはなかったようである。

(2) 現行民事訴訟法施行後

ところが、平成9年1月から施行された現行民事訴訟法においては、新たに確定判決の変更を求める訴えが新設されたことから（民事訴訟法117条）、上記最高裁判決の射程が現行民事訴訟法においても及ぶか否かが問題となっている。この点についての裁判例や学説の見解は分かっている。

肯定する見解のうち主たるものは、上記最高裁判決において、定期金賠償が出来ないとした理由を、処分権主義違反にあると解した上で、定期金賠償請求と一時金賠償請求は質的に異なるものであるから、現行民事訴訟法上も処分権主義に反することを理由としている。

一方、否定する見解は、上記最高裁判決において、定期金賠償が出来ないとした理由を処分権主義違反と解さず、担保供与制度や変更判決の制度の不存在という点にあると解していることを前提としている。そして、両請求は支払方

法が異なるだけで質的に異なるものではないとしつつ、同法117条によって変更判決制度が創設されたこと、事実上の賠償者は保険会社であることから資力悪化の危険は乏しいことといった実質的な点を理由としている。

(3) 判決の検討

本判決では、上記のとおり、定期金払いも一時金払いも、不法行為時に発生した将来介護費という損害項目を請求しているに過ぎず、その差は、支払方法にすぎないと考えていることから、処分権主義には反しないとしており、上記最高裁判決は、処分権主義違反を理由としたものではないと解していることがわかる。

しかしながら、処分権主義に反しないとしても、訴訟手続において、原告及び被告いずれもが一時金払いを前提とした訴訟活動を展開している場合に、突然、定期金賠償を命じることは、不意打ち以外の何物でもなく、当事者の手続保障上、不当な判決と言わざるを得ない。

そこで、私見では、①原告が定期金賠償を望んでいなくとも、被告が定期金賠償を主張している場合、または、②両当事者が一時金賠償を前提とした訴訟活動をしていたとしても、裁判所から釈明があったり、心証開示があったりして、訴訟手続において定期金賠償判決の可能性を両当事者が知りえ、それについての主張等を行うことができる状況にあったのであれば、不意打ちとはならず、裁判所は定期金賠償を命じることができる考える。

4 結語

これまで交通事故訴訟に関与する機会が多かったが、未だ定期金賠償を命じた判決はおろか、定期金賠償を求める主張をしたこともされたこともない。

ただ、損害額を適正に認定するという観点、すなわち、加害者に不足なく損害を賠償させる一方で、被害者に不当な利益を得させないという観点からすると、特に、若年者の後遺傷害の逸失利益や将来介護費のような、将来の事情変更の可能性が高い損害項目については、定期金賠償を積極的に活用すべきであろう。

今後の事例の集積が待たれるところである。

【参考文献】

- ・大島眞一「重度後遺傷害事案における将来介護費用—一時金賠償から定期金賠償へ—」判例タイムズ1169号73頁
- ・中園浩一郎「定期金賠償」判例タイムズ1260号5頁
- ・小河原寧「定期金賠償判決に伴う諸問題」民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（赤い本）2013年下巻71頁